

学会賞候補推薦のお願い

本学会は、わが国写真界、あるいは写真およびそれに関連する分野の科学技術の進歩・発展、そして本学会運営に貢献された方々に学会賞を贈り、表彰してまいりました。今年度も、下記の要領で候補者を募集いたします。表彰規程をご覧の上、各学会賞にふさわしい候補者をご推薦くださいますようお願いいたします。

推薦要領 推薦書は MS-WORD か Text データとし、参考資料（別刷など）を添え、締め切り日に必着するよう、本部事務局にメール添付でお送りください。

また、推薦にあたっては、推薦文送付以前に被推薦者に推薦の承諾および推薦文の確認を必ず取ってください。

推薦書の書式

技術賞および学術賞には所定の推薦書式があります。学会事務局にご請求ください。それ以外の賞は、A4 版、縦置き、横書きとして、以下の 6 項目を明記してください。

1. 学会賞種別（表彰規程第 1 条をご参照ください）
2. 候補者氏名、連絡先（勤務先、郵便番号・住所、TEL、FAX、E-mail）
3. 候補者略歴
4. 推薦者氏名、連絡先（勤務先、郵便番号・住所、TEL、FAX、E-mail）
5. 題目および推薦理由（500 字程度）
6. 候補者の主な業績（学会賞の対象となる業績を中心に、具体的に書いてください）

締切日 2025 年 1 月 7 日（火）必着

送付先 （一社）日本写真学会・学会賞係

〒164-8678 東京都中野区本町 2-9-5 東京工芸大学内

TEL: 03-3373-0724 FAX: 03-3299-5887

一般社団法人日本写真学会 表彰規程（抜粋）

第 1 条 本学会は、定款第 5 条にかかる表彰を行うため、次の賞を設ける。

- 1. 日本写真学会 名誉賞
- 1. 日本写真学会 功績賞
- 1. 日本写真学会 功労賞
- 1. 日本写真学会 学術賞
- 1. 日本写真学会 技術賞
- 1. 日本写真学会 論文賞
- 1. 日本写真学会 進歩賞
- 1. 日本写真学会 東陽賞
- 1. 日本写真学会 会長表彰

第 2 条 日本写真学会名誉賞は、本学会あるいは広く写真および関連分野において特に顕著な功績があった人に贈る。名誉賞の受賞者は、毎年 1 名以内を原則とする。

第 3 条 日本写真学会功績賞は、長年にわたり写真および関連する分野の振興または本学会の発展に著しく貢献した人に贈る。功績賞の受賞者は、毎年 2 名以内とする。

第 4 条 日本写真学会功労賞は、本学会運営業務に特に功労があった会員に贈る。功労賞の受賞者は、毎年 2 名以内とする。

第 5 条 日本写真学会学術賞は、写真および関連する分野において学術的に顕著な研究業績を挙げた会員に贈る。学術賞の授賞は毎年 2 件以内とする。

第 6 条 日本写真学会技術賞は、写真および関連する分野において技術的に顕著な業績を挙げた会員に贈る。技術賞の授賞は毎年 2 件以内とする。

第 7 条 日本写真学会論文賞は、受賞年の前年発行の本学会誌に、写真および関連する分野の特に優れた内容の論文を執筆した会員に贈る。論文賞の授賞は、毎年 2 件以内とする。

第 8 条 日本写真学会進歩賞は、写真および関連する分野に関する独創的で優れた内容の研究発表を行ったことにより、当該分野の進歩に今後著しい貢献が期待できる若手会員に贈る。当該分野に関する研究に従事して 15 年以内の会員であることが望ましい。進歩賞の受賞者は、毎年 2 名以内とする。

第 10 条 日本写真学会東陽賞は、写真技術の応用、普及あるいは写真教育などに関して顕著な貢献をした会員に贈る。東陽賞の授賞は、毎年 1 件以内とする。

第 11 条 日本写真学会会長表彰は、本学会の定常業務で特筆すべき業績を上げ、あるいは非定常の重要な業務を遂行し、本学会の発展に著しく貢献した会員に贈る。毎年の授賞件数には、とくに制限を設けない。

第 12 条 会長は、各賞選考のため選考委員会を設け、理事会の承認を受ける。各賞選考委員会は、各賞候補者の選考にあたる。

第 13 条 各賞の選考結果は、理事会の承認を受けた後、決定する。

受賞時の条件

受賞に関する発表：受賞者は原則、年次大会ないし秋季大会で受賞内容に関する受賞講演を行います。